

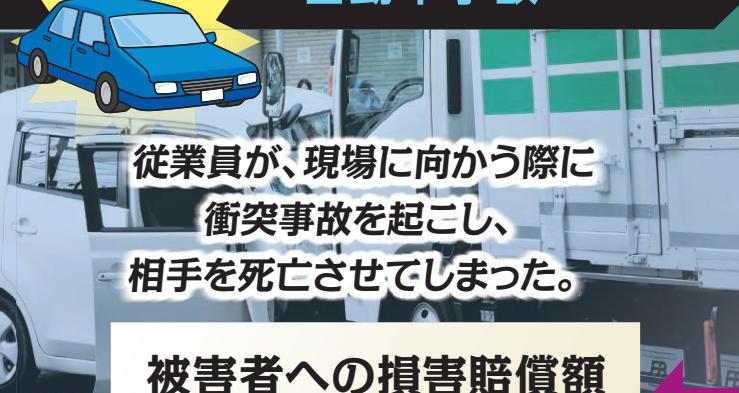


まだ誰も知らない安心を、ともに。

労災事故への補償は十分ですか？

損害賠償額が高額になるケースは自動車事故に限った話ではありません

自動車事故のケース



従業員が、現場に向かう際に衝突事故を起こし、相手を死亡させてしまった。

労災事故のケース



従業員が、現場で足場から転落し死亡した。会社の安全配慮義務違反（過失割合100%）が認められた。

被害者への損害賠償額

約1億円

高額賠償への備えが必要！



自動車保険の
対人賠償は

無制限が当たり前

従業員への損害賠償額

約1億円

労災事故への
補償は十分ですか？



従業員等が業務中にケガや病気になり、後遺障害が残ったり、死亡した場合、遺族等から訴訟を起こされるリスクが高まります。

いくら訴訟を起こしたって
大切な家族は帰ってこない。
それでも、会社が許せない！
責任を問いたい！



こうした重大な事故によって訴えられ、事業者に責任があると認められれば、その負担金は**高額になる可能性があります。**

事業者は、自動車事故に備えるための自動車保険と同様に、

労災上乗せ保険による従業員等への賠償責任補償を整えることが重要です。

詳しくは裏面をご覧ください。

労災事故において、事業者の安全配慮義務違反等があったとして訴訟を起こされた場合、その損害賠償金は非常に高額になる可能性があります。

損害賠償額の計算方法 試算条件▶年令:30才 年収:500万円 被扶養者:2名 の場合

$$\text{逸失利益} + \text{感謝料} + \text{葬祭費用等} = \text{合計約1億760万円}^{(注)}$$

逸失利益 約7,760万円 + 感謝料 2,800万円 + 葬祭費用等 約200万円(と仮定)

[損害賠償金の内訳]

ケガ・病気・自殺等の事故が起きなければ得られたであろう将来の収入
年収・被扶養者の人数・働けなくなつた時点の従業員等の年令等により算出されます。



逸失利益

感謝料

葬祭費用等

法定外補償、
使用者賠償
責任補償特約で
カバー

政府労災保険等

遺族や本人の心の痛み

治療関係費用・葬祭関係費用・弁護士費用など

(注) 令和2年4月1日以降に発生した災害における損害の目安を記載しています。

【労災事故による高額賠償事例】

| 年 | 事故内容 | 判決／和解 | 金額 |
|-------|-------------|----------|------------|
| 2010年 | 過労死(サービス業) | 和解 | 約2億4,000万円 |
| 2008年 | 過労死(製造業) | 判決(大阪地裁) | 約1億8,800万円 |
| 2004年 | 業務中のケガ(医療業) | 判決(福島地裁) | 約1億6,500万円 |
| 2011年 | 過労死(飲食業) | 判決(大阪高裁) | 約7,800万円 |

事業者のみならず、役員個人にも損害賠償請求を認めたケースもあります。役員個人が損害賠償責任を負うということは、役員個人の預金や資産(車・土地・住居など)を賠償に充てることになります。

万一に備え、「使用者賠償責任補償特約」で補償の拡充をおすすめします!



使用者賠償責任補償特約

業務中に発生した従業員等の身体の障害により事業者が負担する賠償損害を補償します。

※支払限度額は最大5億円の設定が可能です。

被保険者

事業者・事業者のすべての役員および使用者^(注1)

※事業者が建設業者の場合、下請負人・下請負人の役員および使用者(保険証券記載の補償対象者である場合)^(注2)を含みます。

(注1)記名被保険者のすべての役員および使用者には、既に退任している役員または既に退職している使用者を含みます。ただし、初年度契約の始期日より前に退任した役員および退職した使用者を除きます。

(注2)記名被保険者が建設業者の場合で、かつ記名被保険者の下請負人の役員等または使用者が保険証券記載の補償対象者であるときは、下請負人およびその役員および使用者については記名被保険者の日本国内で行う業務遂行に起因して損害を被る場合に限ります。

役員個人や、
部長・課長などの
いわゆる
中間管理職が
訴えられた際も
補償可能です。



●このチラシは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「タフビズ業務災害補償保険パンフレット」および「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページをご参照ください。もししくは、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合せください。

●「タフビズ業務災害補償保険」は「業務災害補償保険」のペットネームです。

●契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

(250131) (2025年1月承認) GB24-300664 (33-822) [EK31]